

## 消費税率の引上げに関する意見書

我が国の経済は長年にわたるデフレ不況にあったが、安倍政権のアベノミクス効果により円安・株高の好循環がもたらされ、各種経済指標が上昇傾向を示したことを受けて、本年10月の閣議で消費税率を来年4月に5%から8%へ引き上げることが確認され、平成27年10月には10%となる見通しとなっている。

しかしながら、アベノミクスの効果は、大都市など一部の地域に留まったまま、地方には十分に届いておらず、いまだ景気の回復が実感されるような状況には至っていない。

このような状況下における消費税率の引上げは、消費の落ち込みによる景気の腰折れが心配される上に、雇用に一層のダメージを与え、地方経済は、さらに低迷を余儀なくされるとの強い懸念がある。

よって、国においては、消費税率の引上げに当たり、地方経済の実態に十分配慮した経済対策を適切に実施するとともに、中小企業等の事務負担の軽減、及び低所得者にとって税率引上げが過度の負担増加とならない軽減税率等の措置について鋭意検討を進め、その実現に向けての環境整備を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月10日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
経済産業大臣	茂木敏充殿
内閣官房長官	菅義偉殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	甘利明殿